

# 小田原市いこいの森条例等の一部改正について

## 1 改正の背景

小田原市いこいの森の各種施設については、老朽化が進み、修繕や更新が必要な時期を迎えています。さらに、利用者ニーズの変化や周辺施設の増加・充実など、本施設を取り巻く環境は開設当初と比較して大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、本施設を魅力ある施設として再生するため、新たな施設整備の方針や手法などを示した小田原市いこいの森再生総合計画を今年3月に策定しました。

この計画に基づき、林間キャンプ場の利用形態について、常設テントによる形態から、自らテントなどの道具を持ち込んで利用できる形態へと見直しを図るため、条例等の一部を改正するものです。

## 2 改正する条例及び規則

小田原市いこいの森条例及び小田原市いこいの森条例施行規則

## 3 改正の内容

林間キャンプ場の使用許可の単位を、テント1張（10人用又は5人用）からテントサイト1区画に変更します。

また、これに合わせて、使用許可申請書等の様式のテントに関する部分を同様に変更します。

## 4 施行期日

令和2年6月（予定）